

①

金属鉱業等鉱害防止準備金、下請中小企業振興準備金、
伝統的工芸品産業振興準備金、中小企業知識融合開発準備金
及び中小企業構造改善準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

I 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業場の名称	1		期首現在額	6	円		
特定施設の名称	2		翌期	鉱害防止積立金の取戻しをした場合の取崩額	7		
			繰	同上以外の場合による準備金取崩額	8		
			額	計 (7) + (8)	9		
当期準備金積立額	3	円	越	当期準備金積立額 (3)	10		
			額	差引期末現在額 (6) - (9) + (10)	11		
積立限度額 (当期中に金属鉱業事業団に積み立てた) 鉱害防止積立金の金額	4		の	減	同上のうち前期末までに 益金の額に算入された金額	12	
				計	算	当期中において益金の 額に算入すべき金額	13
					算	積立限度超過額 (5)	14
積立限度超過額 (3) - (4)	5		算	算	期末金属鉱業等鉱害防止準備金 (11) - (12) - (13) - (14)	15	

II 下請中小企業振興準備金、伝統的工芸品産業振興準備金、中小企業知識融合開発準備金及び中小企業構造改善準備金の損金算入に関する明細書

準備金の名称等	16	(第 号該当)	期首現在額	23	円		
事業計画の承認等の年月日	17	昭平	翌期	繰	事業計画に定める費用を支出 した場合の取崩額	24	
				額	繰	同上以外の場合による準備金 取崩額	25
					額	計 (24) + (25)	26
当期積立額	19	円	越	越	当期積立額 (19)	27	
				額	差引期末現在額 (23) - (26) + (27)	28	
積立限度額 算	20		の	減	同上のうち前期末までに 益金の額に算入された金額	29	
				計	算	当期中において益金の 額に算入すべき金額	30
					算	積立限度超過額 (22)	31
積立限度超過額 (19) - (21)	22		算	算	期末準備金 (28) - (29) - (30) - (31)	32	

別表十二（五）の記載の仕方

1 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てているものが、措置法第55条の5《金属鉱業等鉱害防止準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) この明細書は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設ごとに、別紙に記載します。
- (3) 「当期準備金積立額3」には、法人が当期において損金経理又は確定した決算における利益処分により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てた金額を記載します。
- (4) 「翌期繰越額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - イ 「期首現在額6」には、当期首現在の法人計算による金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を記載します。
 - ロ 「当期取崩額」の「鉱害防止積立金の取戻しをした場合の取崩額7」には、当期において鉱害防止積立金の取戻しをしたため措置法第55条の5第2項の規定により取り崩した金額を記載します。
 - ハ 「当期取崩額」の「同上以外の場合による準備金取崩額8」には、当期において金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を鉱害防止積立金の取戻し以外の目的で取り崩した場合に、その金額を記載します。
 - ニ 「減算」の「同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額12」には、前期以前において積立限度超過等によって益金の額に算入された金額を記載します。
 - ホ 「減算」の「当期中において益金の額に算入すべき金額13」には、鉱害防止積立金の取戻しをしたため等当期中に金属鉱業等鉱害防止準備金を取り崩して益金の額に算入すべき金額を益金の額に算入しなかった場合に、その益金の額に算入すべき金額を記載します。

2 下請中小企業振興準備金、伝統的工芸品産業振興準備金、中小企業知識融合開発準備金及び中小企業構造改善準備金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、青色申告書を提出する法人で次に掲げる準備金を積み立てている特定下請組合等が、平成7年改正措置法附則第28条第1項及び第2項《下請中小企業振興等準備金等に関する経過措置》又は平成6年改正措置法附則第16条第3項《中小企業構造改善準備金等に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合に記載します。
 - イ 下請中小企業振興準備金（特定下請組合が平成7年8月31日以前に平成7年改正前の措置法第55条の5第1項の表の第1号の承認を受けた下請中小企業振興事業計画に従い積み立てるものに限ります。）
 - ロ 伝統的工芸品産業振興準備金（製造協同組合等又は販売協同組合等が平成7年8月31日以前に平成7年改正前の措置法第55条の5第1項の表の第2号の認定を受けた振興計画又は共同振興計画に従い積み立てるものに限ります。）
 - ハ 中小企業知識融合開発準備金（特定組合が平成7年4月13日以前に平成7年改正前の措置法第55条の5第1項

の表の第3号の認定を受けた知識融合開発事業に関する計画に従い積み立てるものに限ります。）

- ニ 中小企業構造改善準備金（特定組合が平成6年3月31日以前に平成6年改正前の措置法第55条の4第1項の表の第1号の承認を受けた中小企業構造改善事業計画に従い積み立てるものに限ります。）
- (2) 「事業計画の承認等の年月日17」には、事業計画について下請中小企業振興法第5条第1項の承認、伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項の認定若しくは同法第6条第1項の認定、廃止前の異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法第4条第1項の認定又は中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律第4条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第18条第1項の承認を受けた年月日を記載します。
- (3) 「当期積立額19」には、特定下請組合等が当期において損金経理又は確定した決算における利益処分により下請中小企業振興等準備金等として積み立てた金額を記載します。
- (4) 「事業計画をもととして賦課した金額の合計額20」には、次により記載します。
 - イ 下請中小企業振興準備金にあっては、下請中小企業振興事業計画をもととして、共同利用施設の取得に要するものの支出に充てるため、組合員等に賦課した金額の合計額のうち、平成7年改正前の措置法令第32条の6第1項第1号《特定下請組合の組合員等》に定める特定親事業者及び特定下請事業者に賦課した金額の合計額を記載します。
 - ロ 伝統的工芸品産業振興準備金にあっては、伝統的工芸品産業に関する振興計画又は共同振興計画に定める基準により組合員等に賦課した金額の合計額を記載します。
 - ハ 中小企業知識融合開発準備金にあっては、知識融合開発事業に関する計画に定める基準により組合員等に賦課した金額の合計額を記載します。
 - ニ 中小企業構造改善準備金にあっては、中小企業構造改善事業計画に定める基準により組合員等に賦課した金額の合計額を記載します。
- (5) 「積立限度額21」には、「20」のうち当期中に納付された納付金の合計額を記載しますが、特定下請組合等の事業計画の基礎となった他の特定下請組合等の事業計画に定める基準により当該他の特定下請組合等に納付する金額があるときは、その金額を控除した金額を記載します。
- (6) 「翌期繰越額の計算」の各欄は、1の(4)に準じて記載します。